

VI 服務の状況

1 職務専念義務の免除を認めている例の概要

地方公務員法第 35 条の規定により、職員は職務に専念する義務を有していますが、当該義務が免除される場合（職専免）として、次の場合があります。

(R7. 4. 1 現在)

職専免が認められる場合	
I 法律に特別な定めがある場合	
	(例) 地方公務員法（以下「法」という。）第 55 条第 8 項に規定された適法な交渉
II 条例に特別な定めがある場合 《以下の 1～3》	
1	研修を受ける場合
2	職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合
3	上記の他、人事委員会が定める場合 《以下の①～⑧》
①	特別職として職を兼ねその職に属する事務を行う場合
②	職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ねその職に属する事務を行う場合
③	法第 46 条の規定による勤務条件の措置に関し要求し、及びその審理に出頭する場合
④	法第 49 条の 2 の規定による審査請求をし、及びその審理に出頭する場合
⑤	法第 55 条第 11 項の規定による不満を表明し又は意見を申し出る場合
⑥	県行政の運営上特に必要と認められる他の地位に属する事務を行う場合
⑦	休職その他これに類するものとしての勤務しない事について特に認める規定による場合
⑧	上記のほか、人事委員会が特に認める場合 《主なものとして以下のア～ケ》
ア	大学の通信教育による夏期又は冬期面接授業を受講する場合（30 日以内）
イ	高等学校の通信制課程の長期面接授業に出席する場合（10 日以内）
ウ	夜間制 2 年課程の看護婦養成所に在学する職員が、所定の実習授業を受講する場合（30 日以内）
エ	スポーツ競技大会等に役員等として参加する場合
オ	青森県民駅伝競走大会に役員等として参加する場合
カ	世界青年の船事業に参加する場合
キ	家族を看護する場合（3 日以内）
ク	全国障害者スポーツ大会に役員等として参加する場合
ケ	非常勤の消防団員として県内各市町村の消防団活動に従事する場合

(注) ⑧の各場合（ア～ケ）については、概要を記載したものであり、これ以外の条件が付されている場合もある。また、これらは知事部局における取扱いであり、他の任命権者もおおむねこれにならっているが、一部を承認対象としていない場合もある。

2 営利企業への従事等の制限の許可基準及び許可状況

職員が営利企業への従事等をする場合には、地方公務員法第 38 条の規定に基づき任命権者の許可を得る必要がありますが、その場合の許可基準は、人事委員会規則で次のとおり定められています。

(R7. 4. 1 現在)

- (1) 職務の遂行に支障がないこと
- (2) その職員の職との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと
- (3) 地方公務員法の精神に反しないこと

また、令和 6 年度中の許可状況（新規の許可及び過年度の許可に係る更新）については、次のとおりです。

区 分	延べ人数 (人)	主な従事内容
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、評議員その他これらに準ずる地位を兼ねる場合	13	・株式会社（第 3 セクター）等法人役員
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	13	・相続による不動産経営
報酬を得て他の事業又は事務に従事する場合	635	・試験監督員等（検定試験等） ・非常勤講師（大学等） ・学会講演 ・診療応援（他病院）
計	661	